

仕様書 2 (海外等におけるジャパンプランドの確立)

1 事業名

輸出促進統一ロゴマーク認知拡大調査事業

2 事業目的

各事業者が海外で販売している商品パッケージ等に、『輸出促進統一ロゴマーク』(以下「ロゴマーク」という。)を印刷又はシールを貼付することにより、現地で日本産米の魅力を効果的に訴求することが可能か否かにつき、調査を行う。

3 前提条件

- (1) 対象国・地域：香港
- (2) 対象品目：コメ、パックご飯、米粉・米粉製品、米菓、日本酒
- (3) 企画提案書の作成に当たっては以下のとおりとする。
 - ・企画提案書は A4 縦で 4 枚以内とする。
 - ・費用概算がわかるよう、積算内訳書(企画提案書とは別葉)を作成すること。

4 事業内容

(1) 参加事業者の募集

全米輸会員のうち、既に香港で 3 (2) の対象品目の商品(ただし、日本産のものに限る)を販売している事業者に参加を募ること。

- ・会員のメールアドレス、担当者、電話番号等は、普段の連絡用として既にリスト化されているので新たに収集する必要はない。
- ・一社当たりの商品数、補助条件等詳細については委託決定後要相談。
- ・予算的には 10 社程度の参加を想定。

(2) 参加及び商品に係る情報収集・支払手続の実施

参加する会員及び会員が実際に「ロゴマーク」を印刷、又はシール貼付を行う商品に係る情報収集を行いとりまとめる。また、補助金の仮払

い代行等（デザイン修正代、版下代、印刷代等）に関する事務業務を行うこと。

（３）ロゴマークの告知活動

当ロゴマークの香港市場での認知度はほぼない程度の状態からのスタートであり、単に商品パッケージに掲載しても効果は期待できない。

よって、市場に出回る前・販売中に、リアル及びオンライン（SNS、インフルエンサー等の活用等）で、ロゴマークの認知・理解のための告知活動をすること。

（４）調査対象店舗との調整

事業受託事業者は、事業参加会員が該当商品を販売する店舗等と調整を行い、ロゴマークを付した商品の取り扱い及び本事業の調査が円滑に行われるようにすること。

なお、当該調整に係る経費は、公募公告１の（５）の①のイのかっこ内の内訳の調査・SNS発信経費を使用する。

（５）認知拡大・販売効果検証調査

当活動の前後で、ロゴマークの認知・理解がどの程度進んだか、また、商品の販売にどの程度効果があったかを検証するため、消費者や販売店を対象にした調査を実施すること。

なお、事業の詳細については、事務局との相談の結果、変更する場合がある。

５ 事業報告

実施した事業内容４の（１）～（５）について、実施報告書を作成し提出すること。

・提出様式：電子媒体

・備考：結果について、事務局が会員向けセミナーを開催し、当該セミナーの講師を採択者に依頼する場合がある。

6 履行期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで

【参考】

輸出促進統一ロゴマーク



THIS IS
JAPAN QUALITY
日本のおいしい米。



THIS IS
JAPAN QUALITY
Delicious Japanese Rice